

追加資料 2

【骨子（たたき台）】

「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会」に関する提言

1 水道料金について

A) 水道事業については、令和元年度決算で約50億円の現金預金を保有し、当面の経営体力は保持しているものの、現行水道料金を維持した場合、令和9年度において残高がマイナスに陥るなど、危機的状況となる推計結果が予想されることから水道料金の改定が必要である、との結論。

B) 改定水準については、以下の理由からパターン④（平均改定率7.4%）の考え方を基本とした改定水準は、やむを得ない、との結論。

B-1 「水道料金算定要領（公益社団法人日本水道協会）」に基づく総括原価方式の料金算定では、（3割を超える）大幅な改定率が示されたが、使用者への急激な影響を抑えるため、水道事業が保有する現金預金を活用するとともに、水道料金を段階的かつ平準化して改定することで、大幅値上げを回避する方策がとられていること。

B-2 今回、改定を見送った場合、後年度の改定率が大きくなることが試算されており、当懇話会としても早めの改定が利用者にとって得策と判断したこと。なお、大幅改定については、前回、平成27年度に実施した懇話会の提言（※）において、適時適切な検討による大幅改定の回避、との付帯意見が示されており、その趣旨は、尊重すべきと判断したもの。

（※）「佐倉市における水道料金・下水道使用料の在り方」に関する提言（平成28年2月22日）

B-3 近々に下水道使用料の改定が想定されない中で、今回、水道料金を改定することで、水道料金と下水道使用料の同時期改定を避けることの配慮がなされていること。

- C) 料金体系については、現行の二部料金制で、基本料金はメーター口径別に一定額を定めた口径別料金体系とし、従量料金は使用量増加に伴い段階的に高額となる通増型料金体系とし、現行どおりが妥当と判断する。
- D) 基本料金については、……
- E) 従量料金については、……

2 下水道使用料について

- F) 下水道事業については、人口減少や施設の老朽化対策、印旛沼流域下水道（千葉県）の地方公営企業法の適用（企業会計方式の導入）による流域下水道維持管理費の単価の変動など、今後、経営状況の悪化が懸念されるものの、平成 29 年度の下水道使用料改定に伴い、経営状況は大幅に改善されており、現行の使用料体系で当面の間は、安定的な経営を維持することが可能と判断されることから、今回の改定は見送るべき、との結論。

3 水道料金・下水道使用料（以下「料金等」という。）共通事項

- G) 料金等の改定水準の検討にあたり、重要な要因となる事業体が保有する現金預金残高については、災害対応と大幅値上げの回避のため、1 年間の料金等の収入の 2 分の 1 程度を確保したい、とする事務局の考え方は、事業運営の健全性と持続性を保つためのもので、妥当と判断する。
- H) 料金等の検討については、市の第 5 次佐倉市総合計画との整合性をより一層高め、定期的に検討を行う必要があり、今後は、4 年毎の検討、見直しを定期的に行おうとする事務局の考え方は適切なものと判断する。

4 生活保護減免について

- I) 生活保護減免制度については、水道事業が佐倉市給水条例、下水道事業が佐倉市下水道条例に基づき、運用しているが、いずれも一般会計からの繰入金がなく水道料金、下水道使用料によって賄われている。
- J) これらは、運用開始から相当の期間が経過し、制度を取り巻く社会環境が大きく変貌していることや第6次佐倉市行政改革実施計画において改革項目に挙げられたことなどを踏まえ、制度を存続させる必要性について検討したものである。
- K) 当懇話会では、千葉県内の減免実施状況や近隣における制度の見直し状況、廃止した場合の影響などを総合的に検討した結果、生活保護世帯への減免制度の廃止については、生活保護法により支給される生活扶助に水道料金や下水道使用料相当額が含まれること、公平性の観点から受益者負担の適性を図る必要があることなどを踏まえ、廃止することはやむを得ない、との結論。
- L) また、国において平成30年度から段階的に生活保護費基準額の見直しがされており、生活保護世帯への配慮が必要であるが、そもそも生活保護費に光熱水費が含まれていることに変わりはないため、経過措置は、設けない、との結論。

5 付帯意見

- M) 前回懇話会提言（※）付帯意見趣旨の踏襲
前回、懇話会提言で示された“広報による周知・理解”“適時適切な検討による大幅改定の回避”“経営努力による原価低減”の趣旨は、引き続き取り組むことを要請する。

N) 施設の耐震化、更新事業の計画的な実施

水道、下水道事業は、拡張整備の時代から維持管理、更新に移行し、水道施設耐震化計画やストックマネジメント計画等の更新を確実に行っていく必要がある。施設の維持管理などについては、計画的に進めることとし、水需要の動向を見据えて、施設運用の効率化や施設能力の適性化について検討を行い、合理化の取り組みが望まれる。

O) 生活保護世帯の軽減措置について

当懇話会では、地方公営企業における独立採算制を基本とした受益者負担の原則に照らし、減免制度の廃止を妥当とする結論に至ったもので、生活保護世帯への経済的な軽減措置を行う場合については、料金等ではなく、市長部局の一般財源を用いた他の施策として、実施されることを望む。

P) 収入の増加に向けた取り組み

料金等の減収の主な要因は、人口減少、節水型社会への転換など、社会構造の変化によるものであり、現時点では上下水道事業として特段の対策をとることが困難であると思われるが、市と公営企業が積極的に連携し、市全体の取り組みとして、市の魅力を高めることによる人口増加策や企業誘致など、水需要の増加につながる施策を要請する。

6 付属資料

- Q) 付属資料は、「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方」に関する提言をまとめるにあたって、懇話会において事務局から提示された資料や説明に基づく審議過程の要点を整理したものです。